

令和7年度山形県特別職報酬等審議会 会議録

1 日 時

令和7年11月19日（水）午前10時45分～午前11時40分

2 場 所

山形県庁 501会議室

3 出席者等（敬称略）

(1) 出席した委員（10名中8名出席）

折原 敬一 佐藤 英司 仲野 あかり 梁瀬 悅子 矢野 秀弥 山上 朗
山口 亜矢子 渡部 貴之

(2) 出席した職員（課長以上）

知事 吉村 美栄子
総務部長 小中 章雄 総務部次長 伊藤 淳一 人事課長 高橋 光晴

4 会議の概要

(1) 開会

(2) 委員紹介

(3) 知事挨拶

(4) 議事

① 会長の互選

山上委員を会長に選出した。

② 質問

吉村知事から山上会長に対し、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額を改定することについて審議会の意見を求める旨の質問書を手交した。

— 知事退席 —

③ 会議録署名委員の選任

山上会長の指名により山口委員が選任された。

④ 会長職務代理者の指名

山上会長から折原委員が指名された。

⑤ 審議会の公開

山上会長から審議会の公開について委員に諮られ、公開で進むことが了承された。

⑥ 審議及び答申

山上会長	<p>審議に移ります。</p> <p>本日の審議の進め方ですが、議会の議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料に関する状況、それから、本日、知事より諮問のあった報酬等の金額の設定の考え方などについて、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御質問をお受けし、その後、御意見をいただく形で進めてまいりたいと考えております。</p> <p>それでは、事務局から御説明をお願いします。</p>
人事課長	<p>(事務局の幹部職員を紹介後、資料に基づき、特別職報酬等の改定経過、平成29年度特別職報酬等審議会における答申の概要、本県の経済状況、特別職報酬等の全国状況、諮問内容等について説明)</p>
山上会長	<p>ただいまの説明を受けまして、委員の皆様から御質問がございましたらお願ひいたします。</p> <p>(質問なし)</p> <p>それでは、委員の皆様から御意見をお願いいたします。</p> <p>発言の順番は、私から指名させていただきます。</p> <p>はじめに、渡部委員、お願ひします。</p>
渡部委員	<p>渡部でございます。</p> <p>私は、労働組合として春季生活闘争の取組みや地場賃金の相場形成に関わっている立場、観点から意見を述べさせていただきます。</p> <p>まず、諮問内容について、近年の賃金引上げの情勢を踏まえれば、特別職の報酬等を引き上げることに関しては基本的に賛成の立場です。意見を申し上げますと、春季生活闘争における各構成組織の取組みによって、労働組合自らの賃金水準向上に取り組むということはもちろんですが、そのことを通じて地場賃金水準の相場形成に大きな影響を与えていたものと受け止めています。その中で、近年の春季生活闘争の妥結状況から、定期昇給の2%弱程度を差し引いた賃金のベースアップ分を換算しますと、2025年度は2.49%、2024年度は2.22%、2023年度は1.27%となり、2022年度以前については定期昇給込みでも1%台のため、ベースアップ相当は見込めないものと推測しています。その相乗積を算出すると6.10%となり、県職員の水準で算出した場合とほぼ同様の傾向になっているものと受け止めています。</p> <p>また、前回審議会の答申でも触れられていますが、県内の経済状況の指標を見てみると、一人当たりの県民所得は全国29位であることに対して、諮問内容どおりに改定した場合の知事の給料は全国30位台、議員の議員報酬は全国20位台と</p>

	<p>なることが想定されています。こうしたことから、諮問内容は、我々の感覚や春季生活闘争の状況、本県の経済状況等を踏まえても妥当なものではないかと受け止めたところです。</p>
折原委員	<p>ただいま事務局から説明を受けましたが、結論から申し上げれば、今回の特別職の改定について、私の立場としては賛同させていただければと思います。</p> <p>渡部委員からも御発言いただきましたが、我々農業分野の立場から意見を申し上げれば、価格転嫁ができない農産物の関係で歯痒い思いはしているものの、全国順位や県内の経済状況、説明いただいた内容等を踏まえれば、給与の引上げは一般職の職員についてもなされているわけで、特別職の職員に引上げを行わないという判断は果たしてどうかと思います。したがって、財政的にも大変な状況はあると思いますが、給与については引上げを行い、その方法は事務局から説明いただいたとおり、部長級職員の相乗積で算出された改定率を用いることが妥当であると受け止めたところです。また、本県の経済状況の順位についても示されたところですが、その順位は妥当なものであり、諮問内容については賛同させていただきます。</p>
佐藤委員	<p>佐藤でございます。</p> <p>結論から申し上げますと、諮問内容については賛成とさせていただければと思います。御承知のとおり、国全体で物価の上昇と賃金の上昇の好循環が考えられている中、本県全体の賃金のレベルを上げていくことは当然であり、それは特別職にも共通するものです。</p> <p>また、引き上げの幅については、一般企業の中でもベースアップが若年層や子育て層に厚めに配分されていることを考えれば、今回、諮問で示された部長級職員の引上げ幅をベースにするという考え方についても非常に妥当性のあるものだと思います。先ほど事務局より説明がありました山形県の全国に対する経済力の位置づけからも、諮問内容による改定後の金額はそれぞれ妥当性のある水準であると考えます。</p>
仲野委員	<p>仲野と申します。一般市民の目線からの意見ということでお話させていただきます。</p> <p>今回の特別職報酬等の増額案については、賛同させていただきます。その理由といたしましては、増額の必要性及び増額率の妥当性について十分根拠が示されており、合理的であると判断したためです。前提として、現行の報酬額が平成31年に改定されてから既に6年が経過しております。その間、社会情勢や物価は大きく変化しており、今回、報酬改定について議論することは適切であると考えました。実際、消費者物価指数は2020年を100とした場合、2025年は112に上昇しており、物価上昇に見合った報酬の見直しが求められると思います。民間企業においても、経営を担う立場から見ると、優秀な人材の確保や定着のため、日々尽力されている方に対する報酬及び給与は重要な投資と考えております。山形県政</p>

	<p>発展のために日々尽力されている特別職の方にも、その責務を引き続き全うしていただくために、適切な報酬水準の維持や向上は必要であると考えています。また、前回の改定以降、県職員の給与は段階的に改定されているとも伺いました。したがって、特別職についても妥当な範囲での段階的な増額が望ましいと考えます。</p> <p>次に、今回提示された県職員のうち部長級職員の給与の改定率の相乗積を現行額に乗じて改定するという案について意見を述べたいと思います。総務省が発表する国民一人当たりの平均賃金の改定率は、令和6年度が4.1%、令和7年が4.4%となっており、民間企業でも着実に賃上げが進んでおります。その状況を踏まえると、今回の3.98%は妥当な水準だと考えます。また、3.98%の増額を行うと、議員の報酬は全国28位前後、知事の報酬は全国30位前後となり、本県の人口規模や経済財政に関する主要な指標に鑑みれば、本県特別職の報酬等の額の水準は、全国の都道府県との比較においても全国30位台前半程度が妥当であることを踏まえ、バランスのとれた額と言えるため、今回の改定案に賛同させていただきます。</p>
梁瀬委員	<p>諮問内容に関しては、私も賛成です。</p> <p>その根拠は、県職員全体の給与改定率の相乗積より、部長級職員の給与改定率を用いることが妥当であると考えているからです。先ほど佐藤委員もおっしゃったように、給与改定率は初任給や若年層を手厚くということが、近年の流れになっていると感じており、こうした点からも部長級の職員の給与改定率を用いることは妥当なものと思います。</p> <p>また、民間企業であれば、その財源の確保が大事になってくるかと思いますが、それは山形県も当然同じであると考えます。プラスとなった額が県民にとって負担と感じることがない財政づくりを、知事をはじめ議員の皆様にも頑張っていただければ、県民の理解にもつながるものと思います。加えて、他県と比較した場合、一般的に最低賃金を決定する際には近隣県が比較対象となってくるかと考えられますが、その観点からも諮問内容による改定後の順位は妥当な順位であると思います。</p> <p>最後に、これから議員を目指す方々が、政治家として一生懸命に山形県民のために活動していきたいと感じ、将来の担い手が増えるような報酬の改定が大切だと思います。</p>
矢野委員	<p>私としましては、平成31年から今年まで改定が無かったことがむしろ不自然なことであると感じており、今回の改定は非常に適切なものであると思います。</p> <p>また、部長級職員の改定率の相乗積を用いた改定及び改定後の全国順位に関しても妥当なものと判断いたします。</p>
山口委員	<p>諮問内容については、賛成させていただきたいと思います。</p>

	<p>要である中で、今回の改定は妥当であると考えます。</p> <p>また、事務局から説明がありましたが、全国の都道府県との比較において30位程度という判断がある中で、今年度中間層に位置する多くの自治体、計13団体が改定を予定しているとのことであり、引き続き状況を見ていく必要があるものと思います。加えて、新人や若手に手厚くとは言いつつも、消費者物価指数も直近3年で10%を超えており、全体で見た場合に物価上昇分は最低限カバーするべきという考え方もありますので、そういう観点も必要になると思います。</p> <p>最後に、さまざま県政について課題がある中で、トップリーダーとしてパフォーマンスしていく特別職の位置づけからしても、しっかりとパフォーマンスに見合った報酬を常に検討しながら評価していくことは非常に重要なことであると考えます。</p>
コーディネーター 委員	<p>(御欠席のため、事前に頂戴した意見を事務局より紹介)</p> <p>特に異論はございません。御提案に賛成いたします。</p>
山科委員	<p>(御欠席のため、事前に頂戴した意見を事務局より紹介)</p> <p>他の都道府県における特別職の報酬の状況や、近年の賃金引き上げの動き、現在の経済情勢を踏まえると、報酬の改定に関しては妥当であると思います。</p>
山上会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>私からも一言意見を申し述べさせていただきます。</p> <p>特別職の方々は、県民の負託を受けている立場ですので、そういう矜持をもつて仕事していただかなければいけないものと考えており、そのためには、それによきわしい待遇にしていかなければならぬということがベースにあるものと思います。もちろん本県の状況等を踏まえなければいけないものではありますが、これまで委員の皆様から御発言いただいたとおり、私も全く異論はございません。</p> <p>結論を申し上げますと、今回諮問のあった特別職の職員の報酬等の改定額及び改定時期につきましては、妥当なものであると私も考えるところでございます。</p> <p>その他、委員の皆様から御発言はございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>これまで委員の皆様からいただいた意見をまとめますと、当審議会に対して諮問のあった特別職の職員の報酬等の改定額及び改定時期につきましては、事務局の説明のとおりの考え方でもって、妥当であるとの御意見が全会一致と言ってよい状態であったと考えております。</p> <p>そこで、当審議会の意見として、諮問のとおりとすることが適当と認める旨、答申することとしていかがでしょうか。</p>

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

それでは、諮問のとおりとすることが適當と認める旨、知事に対して答申することといたします。

なお、答申文の字句は私に御一任願います。

以上で議事は終了しました。皆様の御協力ありがとうございました。

(5) 閉会

令和7年11月19日付け諮問に係る審議会の審議は全て終了した。

会議録署名委員

議長 山上 朗

委員 山口 亜矢子